

枚方市規則第 66 号

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令（昭和37年政令第404号）及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行規則（昭和37年建設省令第30号）に定めるもののほか、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和37年法律第142号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の解除の申請)

第2条 法第3条第3項の規定による申請は、保存樹等指定解除申請書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

(標識の設置)

第3条 市長は、法第2条第1項の指定をしたときは、次に掲げる事項を記載した標識を設置するものとする。

- (1) 保存樹又は保存樹林の別
- (2) 樹種
- (3) 指定番号

(所有者の変更等の場合の届出)

第4条 法第6条第1項の規定による届出は、保存樹等の所有者変更届（様式第2号）を提出することにより行わなければならない。

2 法第6条第2項の規定による届出は、保存樹等滅失・枯死届（様式第3号）を提出することにより行わなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 [平成29年9月12日公布]

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

保存樹等指定解除申請書

年 月 日

（宛先）

枚 方 市 長

申請者

住 所

氏 名

印

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第3項の規定により、下記の理由にて保存樹・保存樹林について同条第2項の規定による指定の解除をすべき旨を申請します。

記

1. 指 定 番 号	
2. 所 在 地	
3. 指 定 年 月 日	
4. 理 由	
5. 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> その他必要とする書類 ()

様式第2号（第4条関係）

保存樹等の所有者変更届

年 月 日

（宛先）

枚 方 市 長

届出者

住 所

氏 名

㊞

保存樹・保存樹林について所有者を変更したので、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第6条第1項の規定により届け出ます。

記

1. 指 定 番 号	
2. 所 在 地	
3. 変 更 理 由	
4. 前所有者	住 所
	氏 名
5. 現所有者	住 所
	氏 名 ㊞

様式第3号（第4条関係）

保存樹等滅失・枯死届

年 月 日

（宛先）
枚 方 市 長

届出者
住 所
氏 名

印

保存樹・保存樹林が滅失・枯死したので、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第6条第2項の規定により届け出ます。

記

1. 指 定 番 号	
2. 所 在 地	
3. 樹 木 ・ 面 積	
4. 内 容	